

石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念観光事業補助金
交付取扱要領

令和8年5月15日 観第10102号

(趣旨)

第1条 この要領は、石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念観光事業補助金交付要綱（令和8年大田市告示第129号。以下「要綱」という。）に基づき、補助金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(補助対象経費の範囲)

第3条 補助対象経費は、補助事業の実施に直接必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 謝金及び費用弁償（外部講師・専門家、ガイドへの謝礼など）
- (2) 旅費（市外・県外への広報・誘客活動に係るもの）
- (3) 委託料（コンテンツ開発、動画制作、Webサイト構築等）
- (4) 材料費及び消耗品費
- (5) 備品購入費（汎用性のないものに限る。）ただし、一補助事業当たり、当該備品購入費の合計額は10万円を上限とする。
- (6) 使用料及び賃借料（会場、機材、車両借上等）
- (7) 印刷製本費（パンフレット、チラシ等）
- (8) 通信運搬費（郵送料、配送費、通信費等）
- (9) 広告料（SNS広告、媒体掲載料等）
- (10) 保険料（イベント保険、損害保険等）
- (11) その他市長が特に必要と認める経費

2 次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 人件費（職員給与、臨時雇員賃金等。ただし、外部専門家等への謝金を除く）
- (2) 建物の新築・改修等のハード整備費
- (3) 恒常的な運営費、維持管理費

- (4) 飲食費（ただし体験プログラムの一部として不可欠なものは除く）
- (5) 汎用性の高い備品購入費（パソコン、カメラ等、事業終了後も一般事務に転用できるもの）
- (6) 交付決定前に支出された経費（ただし第9条の様式を提出し、承認を得た場合を除く）
- (7) その他補助事業と直接関係がないと認められる経費

（補助率及び補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の区分により算定するものとする。

- (1) 補助対象経費のうち50万円までは定額を補助する。
- (2) 補助対象経費のうち50万円を超える部分については、5分の4以内を補助する。
- (3) 補助上限額は200万円とする。

（事前相談の手続）

第5条 事前相談においては、次の事項について確認を行うものとする。

- (1) 事業が補助制度の趣旨に合致しているか
- (2) 他補助制度との重複の有無及び役割分担
- (3) 補助対象経費の妥当性
- (4) 事業スケジュール及び実施体制

（審査の考え方）

第6条 補助事業の採択にあたっては、次の評価観点に基づき総合的に審査を行うものとする。

- (1) 石見銀山とその文化的景観の価値の活用度
- (2) 周遊・滞在促進への寄与
- (3) 実現可能性・実施体制
- (4) 効果検証・改善の仕組み

2 次の事項に該当する場合は、審査において加点要素として考慮することができる。

- (1) 複数エリア（大森・温泉津・仁摩・三瓶等）及び他事業者等との連携
- (2) モデル性又は横展開の可能性を有する取組

- (3) 次世代人材の育成につながる取組
- (4) 事業終了後の継続性につながる取組

(交付決定前の事業着手の取扱い)

第7条 市長は、次の各号に掲げる場合において、補助金の交付決定前に補助事業に着手する必要があると認めることができる。

- (1) 記念事業の実施時期との関係により早期着手が必要な場合
- (2) 季節性又はイベント等により実施時期が限定される場合
- (3) その他市長が特に必要と認める場合

2 申請者が補助金の交付決定前に補助事業に着手し、かつ、市長が要綱第10条第1項の規定により補助金の交付決定前の事業着手を承認した場合の補助対象経費は、要綱附則第1項に規定する適用日以降に発生したものに限る。

(実績報告の提出期限)

第8条 事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了後15日以内又は令和9年2月28日までのいずれか早い日とする。

(補助金額の調整)

第9条 市長が必要と認める場合は、申請額の全部又は一部について減額して交付決定を行うことができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年5月15日から施行し、令和8年4月7日から適用する。
- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。